

はなもも商品券 取扱店募集

食料品などの物価高騰の影響を受けている市民生活の支援を図ることを目的として、「はなもも商品券」を全市民を対象に配布します。本チラシの記載内容をご確認のうえ、取扱店として参加いただける場合には、下記によりお申込みください。

店舗等の条件	市内で営業活動を営む店舗・事業所等（以下「店舗等」とする）であり、当該店舗等に限り商品券の利用について対応できること。（※裏面の留意事項を必ずご確認ください。）	
商品券の概要	発行総額	約 7 億円
	使用期間	届き次第使用可能 ^(※1) ～令和 8 年 9 月 3 0 日 ※1 市民へ令和 8 年 3 月下旬ごろの郵送を予定しています。届き次第使用開始となりますので、対応の準備をお願いします。
	内容等	はなもも商品券 ・ 1 冊あたり 1, 000 円券×5 枚 【内訳】全店券 2 枚 (2, 000 円分)・・・大型店を含めすべての取扱店で使用可能 中小店券 3 枚 (3, 000 円分)・・・大型店以外の取扱店で使用可能
商品券の換金	期間	令和 8 年 4 月～令和 8 年 1 0 月
	方法	取扱店からの集荷依頼に応じ、月 3 回程度・市の指定日に訪問回収を行います。 （※申込の方法や集荷日程は参加申込後に送付する取扱店マニュアルをご確認ください）
	その他	・ 申し込み後、取扱店マニュアルを含めた取扱店キットを発送します。 ・ 換金手数料は無料とします。換金方法は口座振込のみとなります。
その他	本事業による商品券の配布は、各店舗が独自に実施するセールや割引キャンペーン等を制限するものではありません。商品券事業の効果を高めるため、セールやキャンペーン等のご検討をぜひお願いいたします。	

【取扱店の申込み】

申込期間 令和 8 年 8 月 31 日 午後 5 時まで
 ＊商品券送付時に同封する一覧表への店舗名掲載は、令和 8 年 2 月 13 日(金)までにお申し込みいただいた店舗が対象となります。
 以後のお申し込みにつきましては、ホームページのみの掲載とさせていただきます。

申込方法 下記のいずれかによりお申し込みください。



- ① ロゴフォームにより申請（※左記の二次元コードを読み取りもしくは <https://logoform.jp/form/WpUV/1370799> にアクセスしてください。）
- ② 申請書に必要事項を記入のうえ、下記まで F A X 送信にて申し込み
【F A X 送信先】0280-22-5189（古河市役所（古河庁舎）産業部 産業戦略課内）
 ＊誤送信等を防止するため、送信後に産業戦略課までお電話(0280-22-5111)をお願いいたします。
- ③ 古河庁舎産業戦略課・古河市商工会・古河商工会議所のいずれかに直接持参して申し込み
 ＊直接持参する場合、古河商工会議所又は古河市商工会に加盟している場合には加盟先、非加盟店の場合は産業戦略課まで申請書をご提出ください。
 ・ 古河市役所 産業戦略課 古河市長谷町 38-18 TEL 22-5111/FAX 22-5189
 ・ 古河商工会議所 古河市鴻巣 1189-4 TEL 48-6000/FAX 48-6006
 ・ 古河市商工会 古河市下大野 2209-9 TEL 92-4500/FAX 92-4502

問合せ先 古河市役所 産業部 産業戦略課 商業振興係 TEL 22-5111/FAX 22-5189

留意事項

■取扱店の責務等

- ・商品券の取扱店であることが明瞭となるよう、店頭に取り扱店用ポスターを掲示すること。
- ・商品券使用期間中の取引においては、商品券の受取を拒まないこと。また、受領した商品券の裏面には取扱店の印を押印すること。
- ・商品券の交換、譲渡、売買又は再利用を行わないこと。
- ・著しく破損又は汚損している商品券は取引を行わないこと。
- ・使用される商品券に偽造、不正等が疑われるときは、取引を中止し、古河市に報告すること。
- ・商品券を不正に換金しないこと。

■厳守事項

- ・商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
(商品券の利用対象とならないものは、下記を参照してください)
- ・商品券と現金の交換は禁止します。
- ・商品券額面以下の利用であっても釣銭は渡さないでください。不足分は現金等で受け取ってください。
- ・使用期間外に商品券を受け取らないでください。
- ・来店された商品券利用者から利用方法に関する問い合わせがあった場合には、まず取扱店マニュアルを参照して対応してください。
- ・商品券受領後の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者は責任を負いません。
- ・受領した商品券は必ず事務局が示す期間内に換金を行ってください(期限を過ぎた換金には応じられません)。

■商品券の利用対象とならないもの

- ①国や地方公共団体への支払い(税金、水道料金など)
- ②換金性の高いもの(他の商品券、旅行券、宝くじ、印紙、プリペイドカード、電子マネーなど)
- ③不動産取引に関する支払い。
- ④株券、先物、保険等の金融商品。
- ⑤出資及び債務の返済。
- ⑥取扱店自らの事業取引に関する支払い。
- ⑦特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- ⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業等、社会通念上不適切と認めるものに要する支払い。
- ⑨その他市長が不適當と認めるもの。

■取扱店のその他条件

下記のいずれかに該当する店舗は取扱店として参加できません。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っているもの
- ・特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの。
- ・古河市暴力団排除条例(平成23年条例第32号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者が営業を行っているもの。

はなもも商品券 取扱店登録申込書

令和 年 月 日

古河市 あて

取扱店の注意事項等を遵守し、はなもも商品券 の取扱店になることを申し込みます。
(★印の項目は店舗情報として、ホームページ等に公開されます。)

代表者氏名 (店 長)		担当者 氏名	☐ 左記と同様 ☐ 左記以外
フリガナ			
店舗名★ (掲載名)			
店舗所在地★	〒306- 古河市		
地区★	☐ 古河地区 ・ ☐ 総和地区 ・ ☐ 三和地区 ※店舗所在地の郵便番号によりご確認ください。 ・ 306-00〇〇…古河地区 ・ 306-02〇〇…総和地区 ・ 306-01〇〇…三和地区		
TEL★			
FAX			
メールアドレス			
業種★	☐ 小売店 ・ ☐ 飲食店 ・ ☐ サービス業他 ・ ☐ 大型店 ※該当する業種のいずれかひとつを選択してください。 店舗面積が 1,000 m ² 超の場合は大型店を選択してください。		
営業時間★		定休日★	
商工団体加盟 の有無	☐ 古河商工会議所 ・ ☐ 古河市商工会 ・ ☐ 非加盟		
Web サイト			

換金用口座

フリガナ							
口座名義人							
金融機関コード	金融機関名			支店コード	支店名		
			☐ 銀行 ☐ 金庫 ☐ 組合			☐ 本 店 ☐ 支 店 ☐ 出張所	
種目	口座番号						
☐ 普通 ☐ 当座							

以下事務局使用欄

受付日	取扱店番号				備考